



茨城県マスコット ハッスル黄門

みんなで進めよう
茨城農業改革

みどり

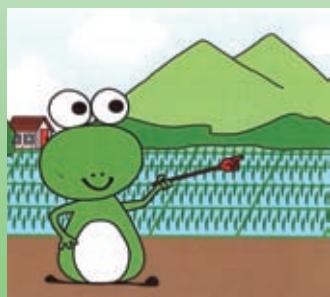
第七回 茨城県美しい水土里づくり

優良活動表彰事例集

【中山間地域等直接支払制度部門】



【茨城県知事賞】常陸太田市 里美地区笠石集落



平成 27 年 2 月

茨 城 県

第七回茨城県美しい水土里づくり優良活動表彰

～ 中山間地域等直接支払制度部門について ～

■目的

茨城の農村地域では、八溝山や筑波山・霞ヶ浦など豊かな自然環境の中で脈々と農業が営まれ、美しい風景などの資源が継承されてきました。

しかしながら、中山間地域等は、高齢化の進行や担い手の減少などにより、耕作放棄地の増加が懸念されています。

本表彰は、農地や水路・農道等の管理、農業・農村が持つ多面的機能の増進、生産性や収益の向上などについて、優良な取り組みをしている集落を表彰し、茨城の農村の魅力を県内外に発信することを目的としています。

■対象

表彰の対象は、県内で中山間地域等直接支払制度に取り組む集落で、市町村長から推薦を受けた集落です。

■主催

茨城県、全国山村振興連盟茨城県支部

■賞の種類

茨城県知事賞 1 点

全国山村振興連盟茨城県支部長賞 1 点

茨城県農林水産部長賞 1 点

■受賞集落の位置図



目 次

【茨城県知事賞】

常陸太田市	里美地区笠石集落	1
-------	----------	---

【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】

桜川市	入郷集落	3
-----	------	---

【茨城県農林水産部長賞】

大子町	三ヶ掛集落	5
-----	-------	---

中山間地域等直接支払制度の内容	7
-----------------	---

中山間地域等直接支払制度の平成27年度概算決定の概要	11
----------------------------	----

平成25年度の実施状況	12
-------------	----

注) この事例集の記載内容は、市町村より提出された推薦書をもとに作成しています。

【茨城県知事賞】 常陸太田市 里美地区笠石集落

機械の共同利用による農業経営の効率化

集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度
協定参加者	8 名 (農業者 8 名)
協定面積	田2.9ha
傾 斜	急傾斜 1/15
交付単価	通常単価

交付金額 60 万円	個人配分率 50%
	共同取組活動分 50%
役員報酬	12%
体制整備の活動費	12%
水路・農道管理費	12%
農地管理費	12%
その他 (諸経費)	2%

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動	生産性・収益向上活動
農地法面の定期的点検 共同で年 2 回点検 各個人で随時管理	鳥獣害防止対策 電気柵、防護ネット、わなを設置
耕作放棄地の保全管理 田 0.8ha で年 2 回草刈り実施	機械・農作業の共同化 農業用機械の共同利用により農作業を効率化
水路 0.8km 共同で年 1 回清掃 年 4 回草刈り 適宜、老朽化した水路の補修を実施	高付加価値型農業 有機農業 0.7ha 増加
農道 0.9km 共同で年 2 回草刈り	多面的機能の増進活動
	周辺林地の下草刈り 年 4 回 約 0.3ha 実施
	景観作物の作付け コスモス
	堆きゅう肥の施肥 10aあたり 0.8t 施肥
	特記事項
	集落外との連携 畜産農家と連携し、稻わらと堆きゅう肥を交換
	都市農村交流の実施 市等と連携し市街地の子供達との交流事業を実施

取組に至る経緯

- ・高齢化に伴い、農業の担い手の育成や農地の維持管理が課題となっていた。
- ・集落共同で水路や農道、休耕地の管理を行い、耕作放棄地を無くし地域の環境保全を図ることを目的に、平成 12 年度の第 1 期対策から本制度に取組むこととなった。

特徴的な取組

- ・共同購入したハンマーナイフで休耕田の草刈りを年2回実施し、耕作放棄地の発生防止を図っている。
- ・トラクター等の農業用機械を共同利用し、農業経営の効率化を図っている。
- ・畜産農家と連携して、稻わらと堆きゅう肥（牛糞）を交換し、その堆きゅう肥の施肥による有機農業の実践に取り組んでいる。
- ・市や地域おこし協力隊及びボランティア団体と連携し、市内の市街地に住む子供たちとの交流会を実施し、都市と農村の交流を通じた地域活性化を図っている。
- ・老朽化した用排水路の柵板の補修・更新を計画的に実施している。



○共同購入のハンマーナイフでの草刈り



○農道の草刈り



○老朽化した排水路の柵板の更新



○交流事業の様子

取組による成果、今後の課題等

- ・共同活動や交流事業を通じて、世代を超えた住民同士の意思疎通が持たれるようになり、地域の農村環境を共同で守っていこうという意識が高まった。
- ・市や地域おこし協力隊等と連携し、地域間・世代間交流の実施及び地域のPRを図る。
- ・清らかで水量豊富な沢水など、地域資源を活かした特産物(わさび等)の生産・販売を検討している。

【全国山村振興連盟茨城県支部長賞】 桜川市 入郷集落

いりごう

活発な共同活動による美しい農村環境の保全

集落協定の概要

協定開始年度	平成 13 年度	個人配分率	0%
協定参加者	24 名（農業者 23 名）	共同取組活動分	100%
協定面積	田 19.7ha	水路・農道管理費	100%
傾 斜	緩傾斜 1/50~1/58		
交付単価	8 割単価		

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動

農地法面の定期的点検
共同で年 2 回点検、各個人で隨時管理

耕作放棄地の保全管理
耕作放棄地周辺の草刈りを年 2 回及び隨時実施

鳥獣害防止対策
全域に電気柵を設置

水路 4.6km
共同で年 2 回清掃
年 2 回草刈り

農道 1.5km
年 2 回草刈り
適宜砂利敷き等を実施

多面的機能の増進活動

周辺林地の下草刈
年 2 回実施

景観作物の作付け
彼岸花、フヨウなど

多面的機能の増進活動

他集落との連携
他集落と共同で無人ヘリによる病害虫防除を実施

集落内の交流拡大
月 1~2 回交流会を実施

生産性・収益向上活動

機械・農作業の共同化
ブロックローテーションによる団地化を図り、新規需要米「あさひの夢」を作付

担い手への農地集積
利用権設定・一部作業委託により田 8.7 ha を担い手 6 名に集積

認定農業者の育成
認定農業者 3 名を確保

取組に至る経緯

- 条件の悪い山沿いから耕作放棄地が増加し、イノシシの侵入や病害虫の発生の原因になるなど、周辺農地へ悪影響を及ぼしていた。
- 長年、水路の氾濫や法面の崩壊、農道の損傷等に悩まされており、住民の修復活動により復旧していたが、その費用負担が課題となっていた。
- 地域住民の共同活動により課題を解決し、地域の農業生産活動の維持を図るため、平成 13 年度より本制度に取組むこととなった。

特徴的な取組

- ・ブロックローテーションによる団地化を図り、新規需要米（飼料用、米粉用）「あさひの夢」を作付けしている。
- ・協定参加者のうち3名が認定農業者であり、協定農用地のうち8.7haを利用権設定や一部作業委託により、担い手6名へ集積するなど、地域農業の体質強化を図っている。
- ・共同作業により、定期的に農道の砂利敷き等の補修を実施している。
- ・協定農用地周辺に彼岸花、フヨウ、マリーゴールド、日照り草、ひまわりなどの景観作物を作付し、憩いや癒しの場となっている。



○耕作放棄地周辺の草刈り



○農道の砂利敷き



○水路の清掃



○景観作物（彼岸花）の開花

取組による成果、今後の課題等

- ・農地集積等による農業生産体制の体質強化や、共同活動による周辺環境の改善により、耕作放棄地の発生を防止している。
- ・ホタルが多く見られるようになるなど、生態系の改善が図られた。
- ・草刈りや景観作物の作付けなどの共同活動や話し合いの場、交流事業などを通じて、地域のつながりが強まった。

【茨城県農林水産部長賞】 大子町 三ヶ掛集落

共同活動により急傾斜田の景観を維持

集落協定の概要

協定開始年度	平成 12 年度	個人配分率	50%
協定参加者	4 名 (農業者 4 名)	共同取組活動分	50%
協定面積	田 1.4ha		
傾 斜	急傾斜 1/18	水路・農道管理費	50%
交付単価	通常単価		

集落の活動内容

農用地、水路・農道の管理活動	多面的機能の増進活動
農地法面の定期的点検 共同で年 4 回点検 各個人で隨時管理	水路 0.6km 共同で年 4 回清掃 年 4 回草刈り 隨時巡回を実施
耕作放棄地の保全管理 共同で年 4 回草刈り 各個人で隨時実施	農道 0.6km 共同で年 4 回草刈り 隨時巡回を実施
鳥獣害防止対策 電気柵、ネット等を設置	堆きゅう肥の施肥 田 1.4ha に牛糞堆肥の施肥を年 1 回実施
特記事項	支援体制整備 集落ぐるみの共同活動による農業生産活動の維持体制の構築

取組に至る経緯

- 周囲を高い山々に囲まれた集落であり、基盤整備の未実施など不整形かつ狭小な田が多く、また、農業者の高齢化や担い手不足から農業生産活動や農地の維持管理の継続が困難となっていた。
- 農業生産活動の継続が不安視される中、集落の担い手が地域農業の将来を考え、町役場など関係者を交えて検討した結果、本制度を活用した営農及び農地の維持を図ることとし、平成 12 年度の第 1 期対策より取り組んでいる。

特徴的な取組

- ・傾斜が厳しく作業の労力も多大である中、協定参加者が協力して、草刈りや水路の清掃などを行い、農地や農業用施設の維持を図っている。
- ・牛糞堆肥の施肥により、化学肥料や化学農薬の使用を低減し、人や環境にやさしい、循環型農業に取り組んでいる。
- ・イノシシの被害が甚大な地域であるが、協定農用地の周囲に電気柵やネット等を設置することにより、被害が軽減されている。
- ・協定参加者の子弟や定年帰農等就農希望者がいれば、積極的に支援していく。



○美しい農村景観の維持



○農道の草刈り



○堆きゅう肥の施肥



○イノシシ対策用電気柵の設置

取組による成果、今後の課題等

- ・山間部の急傾斜地で、農地 1 区画の平均面積が 11a と狭く、さらに不整形と営農条件が極めて悪い中で、農業生産活動が維持されていることが最大の成果である。
- ・草刈りや水路清掃など、共同活動を通して、集落内の連帯感が強まった。

中山間地域等直接支払制度の内容

制度全般について

中山間地域等直接支払制度とは、農業生産条件が不利な中山間地域等において、5年以上農業を続けることを約束した農業者の方々に対して、交付金を交付する制度です。

平成 22 年度から平成 26 年度までの第 3 期対策では、高齢化の進行にも十分配慮した、より取り組みやすい制度に見直され実施されています。

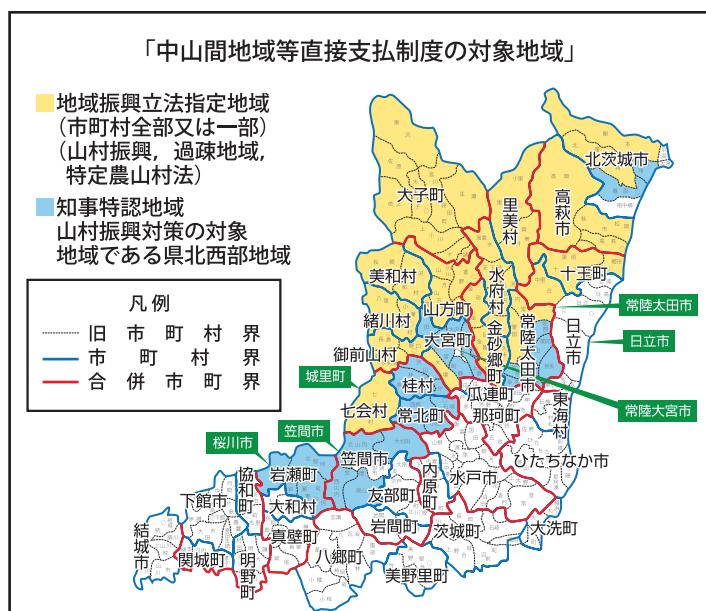
平成 27 年度からは集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、新たに第 4 期対策として実施されます（制度の詳細については、現在農林水産省において検討中）。

● 対象地域

茨城県では、対象地域は次のとおりです。

市町村名	特定農山村法、山村振興法、過疎法の指定地域	県知事の特認地域
日立市	旧十王町、⑩中里村	—
常陸太田市	旧金砂郷町、旧水府村、旧里美村、 ⑩誉田村、⑩河内村	⑩磯初村、⑩世矢村、⑩西小沢村、 ⑩幸久村、⑩佐竹村、⑩佐都村
高萩市	全域	—
北茨城市	⑩関本村、⑩華川村	⑩磯原町、⑩関南村
笠間市	—	⑩大池田村、⑩北山内村、 ⑩南山内村、⑩西山内村
常陸大宮市	旧御前山村、旧山方町、旧美和村、 旧緒川村、旧大宮町（⑩大場村）	旧大宮町（⑩大賀村、⑩世喜村、 ⑩上野村、⑩静村、⑩塩田村、⑩玉川村）
桜川市	—	旧岩瀬町
城里町	旧七会村	旧常北町、旧桂村
大子町	全域	—

※（注）⑩市町村名は、昭和 25 年 2 月 1 日当時の市町村名



● 対象農用地及び交付金の通常単価

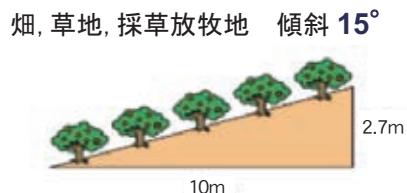
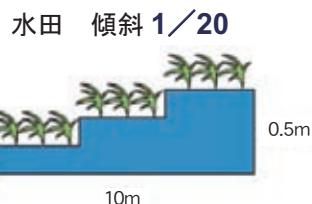
対象農用地は、農振農用地区域内にある一団の農用地（※1）で、かつ下の図中の傾斜等の基準を満たす農用地です。

交付金の通常単価（次頁参照）は、下の図中に示した金額です。

（※1）一団の農用地とは、1ha以上の団地、または

集落協定に基づく共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のものです。

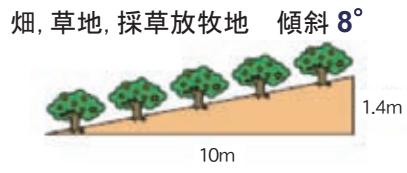
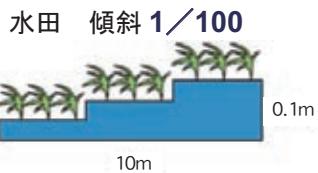
○急傾斜地



10a 当たりの交付額

田	21,000 円
畑	11,500 円
草地	10,500 円
採草放牧地	1,000 円

○緩傾斜地（市町村長が特に必要と認めるもの）



10a 当たりの交付額

田	8,000 円
畑	3,500 円
草地	3,000 円
採草放牧地	300 円

○小区画・不整形な田

○高齢化率・耕作放棄地率の高い集落にある農用地（市町村長が特に必要と認めるもの）

● 加算措置（10a 当たり加算額）

① 規模拡大加算 田 1,500 円, 畑 500 円	認定農業者等及び新規就農者が新たに利用権設定又は農作業受託を行った農用地について加算
② 土地利用調整加算 田 500 円, 畑 500 円	認定農業者等の担い手の利用権設定や農作業受託を行った農用地面積が協定農用地の30%以上
③ 小規模・高齢化集落支援加算 田 4,500 円, 畑 1,800 円	小規模・高齢化集落内の傾斜等の交付要件を満たす農用地を含めて協定を締結した場合に、当該農用地面積に応じて加算
④-1 法人設立加算：特定農業法人 田 1,000 円, 畑 750 円, 草地・採草放牧地 750 円	特定農業法人を設立する場合に加算
④-2 法人設立加算：農業生産法人 田 600 円, 畑 500 円, 草地・採草放牧地 500 円	協定農用地面積の30%以上又は3ha以上のうちいずれか多い方の面積以上の農用地を対象とする農業生産法人を設立する場合に加算
⑤ 集落連携促進加算 地目によらず 2,000 円 【平成25年度の見直しで追加】	本制度の実施集落が、未実施集落と連携して当該地域の活性化を担う人材の確保等に向けた取組を行う場合に加算

※①と②を重複して受給することはできません。

● 交付金の返還

協定農用地の耕作や維持管理が行われない等、協定の内容が適切に実施されなかった場合は、交付金の返還を求められる場合があります。（農業者の死亡や、高齢化等による身体機能の低下によって耕作ができなくなった等、不可抗力の場合は交付金の返還を求められません。）

集落協定について

● 集落協定とは

集落協定は、対象農用地において、農業者等の間で締結します。集落の農業の将来像や保全すべき農用地・水路等について話し合い、取り組む活動、交付される交付金の使用方法等を取り決めます。市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～集落協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地の範囲
- 構成員の役割分担
 - ・農用地の管理者及び付託の方法
 - ・水路・農道の管理活動の内容と作業分担
 - ・経理担当者、代表者等
- 集落マスターplan
 - ・集落の10～15年後を見据えた将来像
 - ・将来像を実現するための5年間の活動計画
- 協定で取り組む活動内容
- その他、交付金の使用方法など



● 交付対象者

集落協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う農業者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

(必ず実施しなければならない事項)

以下の取組までを行う協定には
通常単価の8割の交付となります。

- ① 集落マスターplanの作成
- ② 農業生産活動等
 - 耕作放棄の発生防止活動
高齢農家の農用地の賃借権設定、
法面保護・改修等
 - 水路・農道等の管理活動
補修、泥上げ、草刈り等
- ③ 多面的機能を増進する活動
(次のうち1つ以上を選択)
 - 国土保全機能を高める取組
周辺林地の管理等
 - 保健休養機能を高める取組
景観形成作物の作付け、
市民農園・体験農園の設置等
 - 自然生態系の保全に資する取組
魚類・昆虫類の保護等

通常単価（10割）

左欄に加え、以下の取組を行う協定には通常単価（10割）の交付となります。

- ① 農用地等の保全マップの作成・実践
- ② 農業生産活動の継続に向けた活動
(次のA～Cの要件から1つ以上を選択)

A 要 件 (2 つ 以 上 を 選 択)	<ul style="list-style-type: none">・協定農用地の拡大・機械・農作業の共同化・高付加価値型農業の実践・地場産農産物等の加工・販売・農業生産条件の強化・新規就農者の確保・認定農業者の育成・多様な担い手の確保・担い手への農地集積・担い手への農作業の委託
B 要 件 (1 つ 以 上 を 選 択)	<ul style="list-style-type: none">・集落を基礎とした営農組織の育成・担い手への農用地の集積化
C 要 件 (高 齢 農 家 で も 安 心 し て 農 業 に 取 り 組 め る 体 制 づ く り)	<ul style="list-style-type: none">・集団的かつ持続可能な体制整備 (高齢農家でも安心して農業に取り組める体制づくり)

個別協定について

● 個別協定とは

① 利用権の設定等又は受委託契約の締結

個別協定は、傾斜等の基準を満たす農用地において、認定農業者等が農用地の所有権等を有する者との間で利用権の設定等又は同一生産行程における基幹的農作業（※1）の受委託（田3種類以上、畑2種類以上、草地1種類以上）について締結します。

市町村長の認定を受け、5年間以上農業生産活動を継続することが必要です。

～個別協定で取り決める内容～

- 協定の対象となる農用地
- 設定権利等の種類
- 設定権利者、委託者名（出し手）
- 設定権利等の契約年月日、契約期間
- 交付金の使用方法
- 加算措置適用のために取り組むべき事項

（※1）基幹的農作業とは

田畠の場合	草地の場合
耕起	耕起
代かき又は整地	播種
田植え又は播種	収穫
整枝・剪定	乾燥・調製
病害虫防除	
収穫	
乾燥・調製	

② 自作地を含めて交付対象とする場合（傾斜等の基準を満たすことが必要）

次の条件を満たす場合は、認定農業者等の自作地も協定の対象とすることができます。

①の利用権の設定又は受委託契約の締結に加えて、

一団の農用地すべてを耕作している者
又は
3ha 以上の経営の規模を有している者

農業生産活動等として取り組む事項（※2）
又は
農用地の利用権の設定等として取り組む事項（※3）

を協定に規定する場合

（※2）農業生産活動等として取り組む事項とは、

耕作放棄地の防止活動、水路・農道等の管理活動、多面的機能を増進する活動です。

（※3）農用地の利用権の設定等として取り組む事項とは、

平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haの内うちいずれか多い方）以上増加することです。

● 交付対象者

個別協定締結に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を行う認定農業者、これに準じる者として市町村長が認定した者、第3セクター、特定農業法人、農業協同組合、生産組織等です。

● 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動の内容に応じて異なります。

通常単価の8割

＜自作地を含めている協定＞

- ・平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合（協定認定時面積の10%又は0.5haの内うちいずれか多い方）以上増加しない場合は8割単価となります。

通常単価（10割）

＜利用権設定・受託農用地のみの協定＞

- ・すべて10割単価です。

＜自作地を含めている協定＞

- ・平成26年度までに利用権の設定又は基幹的農作業の受託面積が一定割合以上増加することが必要です。

中山間地域等直接支払制度の概要

【平成27年度予算概算決定額 29,000 (28,474) 百万円】

中山間地域等直接支払交付金
28,475 (28,090) 百万円

中山間地域等の農業生産条件の不利を補正することにより、農業生産活動を将来に向けて維持する活動の支援について、集落の維持・強化の観点から制度拡充を図り、新たに第4期対策として実施。

【対象地域】

地域振興8法等指定地域及び知事が定める特認地域

特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興法、奄美群島法、小笠原諸島法及び東日本大震災復興特別区域法

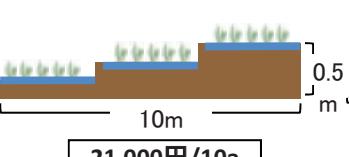
【対象者】

集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【主な交付単価】

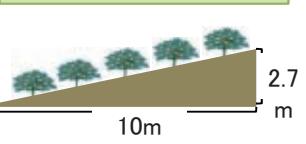
地目	区分	交付単価 円/10a
田	急傾斜(1/20~)	21,000
	緩傾斜(1/100~)	8,000
畠	急傾斜(15度~)	11,500
	緩傾斜(8度~)	3,500

水田:急傾斜(傾斜:1/20)



21,000円/10a

畠:急傾斜(傾斜:15°)



11,500円/10a

- 集落等を単位に、農地の管理方法や役割分担の取決めとなる協定を締結し、それにしたがって行われる農業生産活動等を支援するため、協定の面積規模に応じて一定額を交付。
- 交付金の配分方法は集落内の話し合いで決定。

【集落協定に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（農作業委託等による耕作放棄の発生防止、鳥獣害対策等）
- ② 体制整備のための前向きな取組（女性・若者等の参画、人・農地プランの活用、持続可能な生産体制の構築）
 - 地域の実情に応じた現場の活動を支援するための弾力的な制度運用を推進

【加算措置】

- 高齢化、人口減少により、農業生産活動の継続が心配されている中山間地域等において、地域の農業や集落機能などが継続されるよう加算措置を拡充

【集落連携・機能維持加算】

- ① 広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援（拡充）

複数集落が連携した広域の集落協定を対象に、人材確保や集落間の連携活動体制づくりを支援。

単価
地目にかかわらず 3,000円/10a



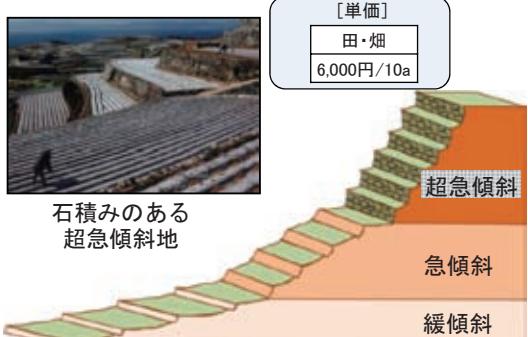
- ② 小規模・高齢化集落の農用地の生産維持を支援（継続）

協定集落が小規模・高齢化集落の農用地を取り込んだ形で行う農業生産活動を支援。

単価
田 4,500円/10a 畠 1,800円/10a

【超急傾斜農地保全管理加算】（新規）

超急傾斜地（田：1/10以上、畠：20度以上）の農用地について、その保全や有効活用に取り組む集落を支援。



【中山間地域等直接支払推進交付金】525 (384) 百万円

都道府県、市町村による事業の推進を支援。

平成 25 年度 中山間地域等直接支払制度の実施状況について

平成 25 年度は **9** 市町で **123** 協定、約 **656ha** の農用地を対象に約 **60,892** 千円の交付金が交付され、耕作放棄の防止、多面的機能の増進等の活動が行われました。

平成 25 年度 交付実績

市町村別協定数、交付面積及び交付金額 (単位: 件数, ha, 千円)

市町村名	協定数		交付面積		交付金額	
	集落協定	個別協定	集落協定	個別協定	集落協定	個別協定
合 計	123	122	1	656	602	54
日立市	4	4	-	9	9	-
常陸太田市	41	40	1	225	171	54
高萩市	10	10	-	154	154	-
北茨城市	3	3	-	23	23	-
笠間市	2	2	-	21	21	-
常陸大宮市	39	39	-	130	130	-
桜川市	5	5	-	45	45	-
城里町	5	5	-	24	24	-
大子町	14	14	-	25	25	-
					60,892	60,354
						538

※ 面積等は単位未満を四捨五入したので、計とその内訳の積算値は必ずしも一致しない。

交付面積の内訳

(単位: ha)

合計	田	畠			採草放牧地	
		急傾斜	緩傾斜	小区画	急傾斜	緩傾斜
656	583	128	435	20	19	54

集落協定の活動内容 (単位: 件数)

農業生産活動として取り組むべき事項

農道の管理	122
水道の管理	121
農地の法面管理	100
賃借権設定・農作業委託	51
柵、ネット等の設置	33
耕作放棄地の保全管理	32
簡易な基盤整備	5
その他	36

多面的機能を増進する活動

国土保全機能	周辺林地の下草刈り	88
	土壤流亡に配慮した営農	2
保健休養機能	景観作物の作付	69
自然生態系の保全	堆きゅう肥の施肥	4
	魚類・昆虫類の保護	2
	鳥類の餌場の確保	1
その他活動		5

農業生産の継続に向けた活動

A要件	機械・農作業の共同化	19	協定農用地の拡大	4
	新規就農者の確保	13	高付加価値型農業の実践	2
	認定農業者の育成	5	担い手への農地集積	1
	担い手への農作業の委託	5	農業生産条件の強化	1
B要件	集落を基礎とした営農組織の育成	1		
C要件	集団的かつ持続可能な体制整備	70		

中山間地域等直接支払交付金制度の活用については、
最寄りの市町村にご相談ください。

市町村名	担当課	電話番号
日立市	農林水産課	TEL (0294) 22 - 3111
常陸太田市	農政課	TEL (0294) 72 - 3111
高萩市	農林課	TEL (0293) 23 - 2111
北茨城市	農林水産課	TEL (0293) 43 - 1111
笠間市	農政課	TEL (0296) 77 - 1101
常陸大宮市	農林課	TEL (0295) 52 - 1111
桜川市	農林課	TEL (0296) 55 - 1111
城里町	産業振興課	TEL (029) 288 - 3111
大子町	農林課	TEL (0295) 72 - 1111

交付金の手続

交付金を受けるには、市町村長に事業計画の認定を受ける
必要があります。



交付金は、市町村から集落協定代表者に交付します。

※個別協定は認定農業者等に交付します。

交付金の使用方法

集落協定	個別協定
協定参加者の合意により使途を決定します。 個人に支払うだけでなく、 共同取組活動を通して水路・農道等の維持管理費、景観作物の種苗代、農業機械購入の積立などに使用できます。	認定農業者等が使用します。

茨城県農林水産部農地局農村環境課

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL (029) 301-4264

FAX (029) 301-4269

E-mail nokan4@pref.ibaraki.lg.jp

平成27年2月作成